

令和6年度 さいたま市立指扇小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくり、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立指扇小学校いじめ防止基本方針」を策定した。これは、いじめ防止対策推進法・さいたま市いじめ防止対策推進条例の改定に基づいて策定されている。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。また、教職員がいじめを発見、相談を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱え込まず、速やかに本校いじめ対策委員会に報告する。
- 2 いじめ未然防止の観点を重視し、児童一人ひとりの自己有用感や充実感を高め、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するために、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を行う。
- 5 学校と家庭が組織的に連携・協力して、いじめの指導にあたる。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することができない。「いじめが解消している」状態とは、次の2つの要件を満たしているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも、3か月を目安とする。

② 被害児童が身心の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により身心の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、身心の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会「校内さわやか委員会」（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特別活動主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、自治会代表、青少年育成会代表、公民館、関係中学校、関係保育園・幼稚園、学校校医・薬剤師代表、主任児童委員・民生委員代表

※必要に応じて、上記の構成員以外の関係者（弁護士、警察官経験者等）を招集できる。

(3) 開催

ア 定例会（年3回開催する）

イ 校内生徒指導部会（生徒指導部員を招集し、月1回程度開催する）

ウ 臨時部会（校長が必要に応じて、必要なメンバーを招集し、開催する）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ対策委員会「子どもさわやか委員会」

(1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの未然防止の取組を推進する。

(2) 構成員：代表委員長、副委員長、書記、各学級代表委員（4～6年）、各委員会委員長

(3) 開 催

- ア いじめ撲滅強化月間に合わせて開催する
- イ 月1回の代表委員会の中で、必要に応じて開催する

(4) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話合いの結果を代表委員会だよりや放送等で全校に周知する。
- ウ 周知した取組を推進する。
- エ いじめの未然防止に向けた児童による主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や学級代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 特別の教科「道徳」の時間を通して
- 「いじめ撲滅強化月間」に、「B 主として他の人との関わりに関するここと」の内容項目【7 親切・思いやり 8 感謝 9 礼儀 10 友情・信頼 11 相互理解、寛容】を取り上げ、指導を実施する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり（青少年育成会の御協力のもと、看板作製と設置）
- 代表委員会による、ありがとうキャンペーンの実施
- 校長による講話
- いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考え方」「問題を解決しよう」等のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- 「人間関係プログラム」に係る調査結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 悩みやストレスへの対処法や助け合いのスキルなどを学ぶことをねらいとして、学級活動の時間に実施する。
- 授業は全学年、9月までに実施する。

5 「スマホ・タブレット安全教室」を通して

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマホやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施： 令和 4年度 11月（5年生）
令和 5年度 7月（5年生）
→潤いの時間、道徳の時間を通して、確実に指導を実施。

6 「全校縦割り活動」を通して

- 学年や学級の所属を離れ、異学年で構成された集団での活動を通して、心身の発達の違いを認識し、それぞれの立場を理解し協力して活動しようとする態度を養う。
- 各学年の役割
 - 《低学年》・いろいろな活動に楽しく参加できる。
 - ・自分のことは自分ででき、いろいろな活動に楽しく参加できる。
 - 《中学年》・活動の内容がわかり、協力して、楽しく活動に参加できる。
 - ・5・6年生を助けながら、協力して楽しく活動ができる。
 - 《高学年》・全体のリーダーとして、下級生をまとめ、リードしていくことができる。また、自分たちも活動を楽しむことができる。

7 保護者との連携を通して

- いじめを絶対に許さないことについて、学校と連携して指導する。
- 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- 早期発見のポイント
 - ・児童の些細な変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- 観察の視点
 - (1) 健康観察：朝の健康観察時の表情 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートなどの落書き、隣席との机の距離 等
 - (3) 休み時間：遊ぶ相手や遊び方の変化、「遊び」と称してのからかいの様子
　　くつ箱や掲示物へのいたずら 等
 - (4) 給食：班の席との机の距離、食欲、極端な盛り付け、当番の偏り 等
 - (5) 登下校：遅刻・早退の頻度、一緒に下校する相手の変化、帰り方、
　　帰宅時間の遅れ 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- アンケートの実施：各学期1回
- アンケートの結果：学年・学校全体で情報を共有する。（校務用パソコン内）
- アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保存することで、学年・学校全体で情報共有する。(ファイリング資料)

3 教育相談日及び教育相談週間の実施

- 児童一人ひとりに目を向け、不安や悩みの解消を図り、問題を予防することを目的とし、保護者が我が子の学習のことや子育てのことなどを相談する時間を設定する。
- 教育相談日の実施：月1回
- 教育相談週間の実施：11月
- 担任による全員面談の実施

4 保護者アンケートの実施

- アンケートの実施：11月（学校評価アンケート内）
- アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、保護者・児童と面談を行う。

5 地域からの情報収集

- いじめ対策委員会において、いじめやいじめが疑われる行為の情報収集を行う。
- 電話連絡等を受けた場合は、速やかに校長・教頭・生徒指導主任・当該学級担任等に知らせる。

VII いじめの対応

- いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。
- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。必要に応じて、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
 - 教頭は、校長の指示の下、情報を集約し、校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
 - 教務主任は、校長の指示の下、いじめ対策委員会を開催する為の準備をし、会議の進行を行う。
 - 担任は、事実確認の為、情報を収集する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
 - 学年担当は、担任と共に、事実確認の為、情報を収集する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
 - 学年主任は、担任と共に、事実確認の為、情報を収集する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。収集した情報を校長（教頭）に報告する。
 - 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図る為の体制を整備する。教頭と共に、校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
 - 教育相談主任は、保護者が相談できるように、関係機関と連絡を取り、体制づくりをする。
 - 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
 - 養護教諭は、当該児童が保健室に入室していた有無を確認し、その時の様子を校長（教頭）に報告する。
 - さわやか相談員は、教育相談主任と連携し、保護者の相談に応じる。

- スクールカウンセラーは、教育相談主任と連携し、保護者の相談に応じる。当該児童の様子を参観し、学校及び学級担任にアドバイスを行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報を提供する。
なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

IX 研修

1 職員会議

- (1) さいたま市立指扇小学校いじめ防止基本方針の周知を徹底する。
- (2) 校内生徒指導部会における各学年の報告や「心と生活のアンケート」の結果を全教職員に周知する。

2 校内研修

(1) 分かる授業の推進

- 学習規律のある授業：開始のチャイムと共に始められる。
 - いすにきちんと座り、姿勢を保っている。
 - 学習用具が揃っている。
 - 発言のルールが守られている。

- 児童の実態把握と教材研究：レディネステストの活用。

- 「その単元（授業）で何を身に付けさせたいのか、その為にどんなアプローチがあるのか」の検討。
 - 机間指導による実態把握と支援。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解研修：事例に基づく情報交換
- 夏季研修：カウンセリング研修、生徒指導研修（適切な指導の在り方、いじめ問題、不登校、暴力行為、体罰・暴言の根絶）

(3) 情報モラル研修

- 夏季研修：「インターネットによる有害情報・トラブルから児童を守る」

X P D C Aサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

- 検証を行う期間：各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- 「取組評価アンケート」の実施：さわやかアンケート（学校評価アンケート内）
- いじめ対策委員会の開催：6月、12月、1月
- 校内研修会：いじめ対策委員会後の職員会議にて開催

3 いじめ問題に関する校内研修の開催時期（予定）

- 8月→生徒指導に係る伝達研修

令和6年度 さいたま市立指扇小学校 いじめ防止基本方針 具体的な取組（計画）

取組	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【未然 防止】 に 係 る 取 組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	保護者アンケート（学校評価アンケート内）								○				
	教育相談週間（日）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	担任による全員面談							○					
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○			○		○			○	○		○
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業 (全学年で実施)			○	○		○						
	スマホ・タブレット安全教室				○								
	全校縦割り活動		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	職員会議	方針共通理解		方針見直し			方針共通理解		方針見直し		方針共通理解		
			いじめ撲滅強化 月間について										
【P D C A サイクル】 に 係 る 取 組	研修	児童理解				カウンセリング							
					生徒指導	情報モラル							
	校内さわやか委員会（いじめ対策委員会）			○						○	○		
	生徒指導部会（いじめ対策委員会小委員会）	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	代表委員会（児童）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭や地域、関連機関と連携した組織			○				○			○		